



東京税理士会日本橋支部会報

第115号

平成20年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックコ人形町ビル

☎ 3662-3979

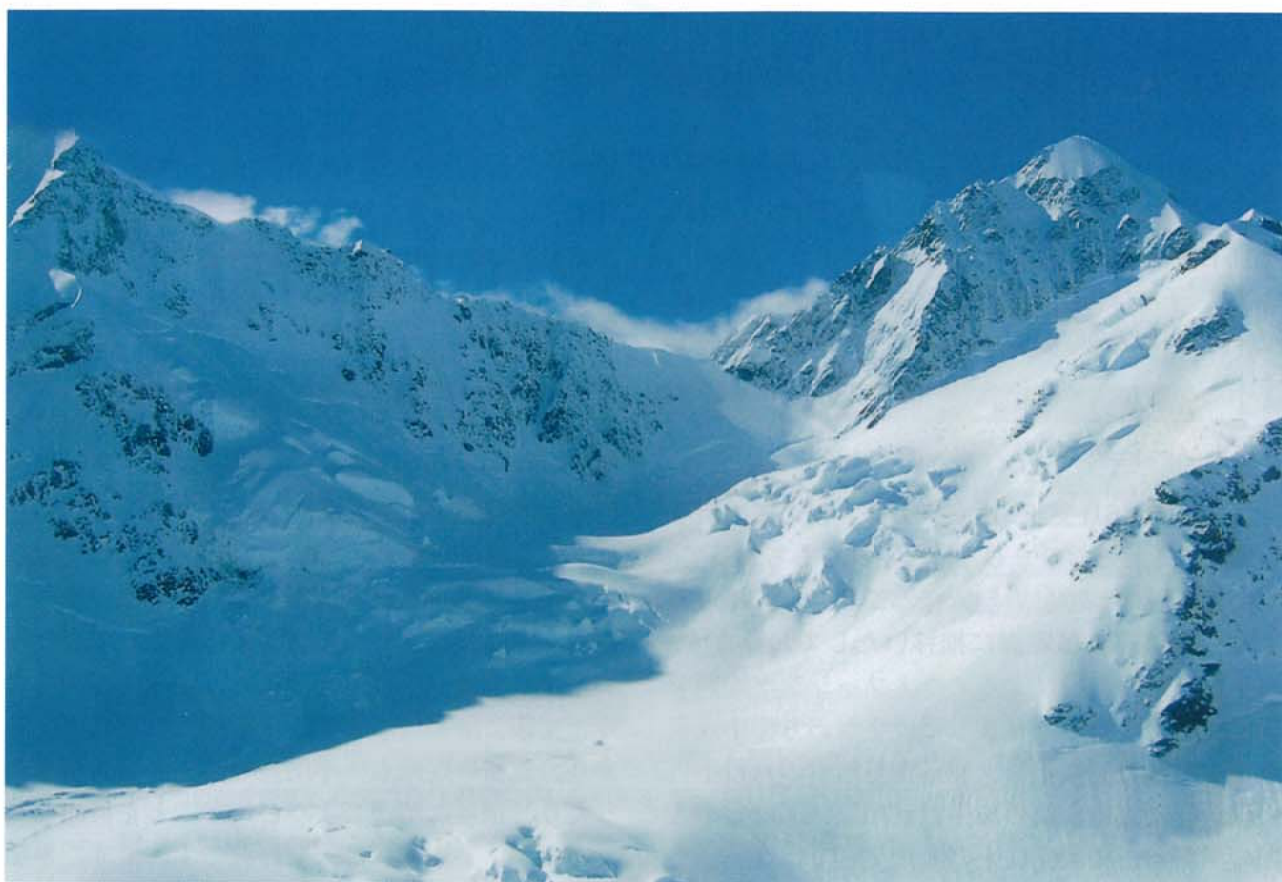
メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www1a.biglobe.ne.jp/tzei2hon/>

発行人 支部長 中島 美和

編集人 広報部長 浅見 達雄

印刷 (株) 税経



ニュージーランドのマウントクック (浅野汜子会員提供)

謹賀新年

本年もよろしく願いいたします

東京税理士会 日本橋支部

支部長 中島 美和
副支部長 池上 悦次
副支部長 若狭 茂雄
副支部長 岡田 昇
副支部長 藤山 清春
総務部長 木下 純一
研修部長 佐々木則司

広報部長 浅見 達雄
厚生部長 坂下真一郎
組織部長 蟻坂 欣一
経理部長 中沢 勇
綱紀監察部長 井上 真一
業務支援対策部長 浅井 光政

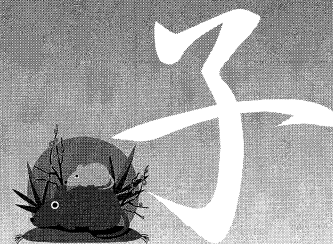
平成20年元旦

東京税理士会

理事 宮川 雅夫
理事 福本 光男
理事 秋元 玲子
理事 山本 勝
理事 本田 純二



新年のご挨拶



支部長 中島美和

新年明けましておめでとうございます。

平成20年の年頭にあたり支部会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

本年は4年に一度の閏年。地球が太陽の周りを1週するには365日5時間48分46秒かかるそうで、端数を2月末日に1日プラスして調整する年です。我々税理士にとっては、所得税の確定申告期間が1日増えてちょっとだけ嬉しい年です（特に今年は3月15日が土曜日のため、プラス3日で大変嬉しい?）。子年は十二支の始まり、心機一転、政治状況・経済状況が好転する年になって欲しいものです。

アウトソーシング問題

さて、昨年6月支部長に就任以来、初めての新年を迎えることとなりました。お陰様をもちまして、支部役員をはじめ会員の皆様のご理解とご協力のもと、支部運営は順調に推移いたしております。旧年中は税務当局によるアウトソーシング問題で税理士界が震撼いたしました。すなわち①小規模事業者の無料記帳相談、②年金受給者の無料申告相談、③確定申告期の集中電話相談、④確定申告期の無料申告相談を従来の随意契約ではなく、一般公開入札制にしようというもので、①と②につきましては既に実施され、東京では①は青色申告会が、②は東京税理士協同組合が落札いたしました。東京税理士会では、関連常務理事及び8人の支部長からなるプロジェクトチームを作り、昨年11月中旬に日税連に対し意見書を提出しました。また、その後日税連と国税庁の協議により、③④については公募方式によることになり、当面従来通りの形態で実施されることとなりそうです。

しかしながら、今まで税務支援事業として実施してきました無料相談等の事業が、アウトソーシングの対象になるということは、税理士が行う税務支援事業ではないということになり、税理士業

務の無償独占とも絡めまして、今後の大きな課題となると思われます。

そうは申しまでも、支部間応援を含みます確申期の無料相談等への税理士派遣は、支部会員の皆様のご理解とご協力なくして実施できるものではありません。今後、支部長会・理事会で東京税理士会・日税連がこの問題に適切に対応するよう要望してまいりますので、今まで同様会員皆様のご協力をお願い申し上げます。

支部雑談室

昨年11月より、全署におきまして原則として税理士及び税理士事務所職員からの質問には応じないということになりました。東京税理士会では会員相談の充実等の対応策を実施しておりますが、日本橋支部におきましても、一昨年7月より実施しております『支部雑談室』を会員の皆様の業務にお役立ていただきたいと、さらに充実してまいります。これは、毎月原則第2金曜日午後5時30分より、支部会議室におきまして支部会員が自由に集まり、税務の疑問点・不明点等何でも相談を持ち寄り、相互に解決しようということを目的としています。参加者には大変好評です。是非ご参加ください。

そのほか、新たに『女性会員の会』の立ち上げ等、昨年に増して活力ある支部運営を目指してまいりますので、会員皆様の積極的参加をお願い申し上げます。





年頭のごあいさつ



子

日本橋税務署長 菴木 一雄

新年あけましておめでとうございます。

平成20年の年頭に当たり、東京税理士会日本橋支部の皆様方に謹んで新年のお祝いを申し上げます。

中島支部長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、税務行政全般に対しまして、多大なご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在我が国ではかつてない速さで少子高齢化が進み、人口も減少に転じ、家族のあり方なども大きく変化してきておりますが、こうした中で、社会を支えるための税制の見直しも進行しております。

また、経済のグローバル化や高度情報化により税務の仕事は益々、複雑かつ困難なものとなっております。

さらに、従来にもましてスリムで効率的な政府の実現が求められており、定員面でも引き続き厳しい状況にあります。

間もなく確定申告の時期となりますが、平成19年分の確定申告につきましては、引き続き様々な工夫を重ね、円滑に確定申告が推移するよう努めてまいります。また、今年も2月24日と3月2日の日曜日に、一部の税務署を除き閉庁日対応を行います。日本橋税務署におきましては、昨年同様、東京国税局会場におきまして相談等を行うこととしております。

日本橋支部におかれましては、無料申告相談をはじめ、広域還付センターへの派遣、更には支部間連携派遣など多岐にわたりご支援・ご協力をいただくこととなっており、大変心強く思っております。

また、e-Taxにつきましては、お陰様で平成18年度の目標は、皆様方の熱心な取り組みにより、無事に達成することができました。平成19年度の目標は3%ですが、平成20年度の8%を見据えて積極的に取り組んでいるところでございます。

しかし、平成21年度が22%、平成22年度は50%

という急激なカーブを描いて普及を進めていく計画となっており、その目標達成への下地作りのため、今年度から準備を進めていかなければなりません。

申告等手続の構成割合を税目別に見ると、7割近くが所得税であり、そのうち5割以上が還付申告者であります。この方々の実績が伸びない場合には、オンライン利用率50%という目標には手が届かないことになります。

平成19年度税制改正におきましては、「電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税額の控除」や「電子申告における第三者作成書類の添付省略」など、新たな制度が導入され、利用促進に向けた環境が一層整いつつあります。

そのため、皆様方におかれましては、今後は法人はもとより個人事業者の利用促進にも力を注いでいただきたいと思います。併せて、関与先で経営者あるいはそのご家族の所得税申告を実施しているような場合には、是非ともe-Taxの利用をお願いいたします。

本年は、戊子（つちのえ・ね）の年であります。「戊」は目的達成のためにあらゆる障害抵抗を薙ぎ倒す激しさを表し、「子」は十二支の一番目であり「始まり」を表します。活気を呈する、社会の流れの「始まり」して、e-Taxも大幅な利用促進の一年となることを願っております。

税理士の皆様におかれましては、今後とも、税理士法第1条に明記された独立した公正な立場において納税義務の適正な実現を図るというその公共的使命、果たすべき役割をご認識いただき、申告納税制度の更なる発展に一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新しい年、平成20年が東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様方の益々のご繁栄の年になりますよう、心から祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。



自己株式の低額譲受と受贈益

成田 一 正



1. 最近の質疑応答事例集

今年の東京国税局税務相談室が出した「平成19年版税務相談事例集」(平成19年7月大蔵財務協会刊)は力作な面もあり、今回のテーマである「非上場株式を低額で発行法人に譲渡した場合の取扱い」と題する項が設けられています。本稿はこの回答事例について検討を加えてみます。

まず、売買価額の算定にあたっては法人税法基本通達9-1-13ないし同通達9-1-14に定める方法により算出された価額をもって時価としても差し支えないと思われる、としています。

その上で、自己株式の取得は、税務上も資本等取引となるので、発行法人においては、自己株式の取得価額に相当する金額(みなし配当の額が生じる場合は、その金額を減算した金額)を資本等の額から減算することとなり(法法25⑤、24①四、法令8①二十、二十一)、みなし配当が生じる場合は、その金額を利益積立金額から減算することになる(法令9①八)としています。そして、税務上の仕訳も次のように記載されています。

資本金等の額	×××	現金預金	×××
利益積立金額	×××	預り金	×××
(みなし配当の額)		(源泉所得税)	

自己株式を低額で買い取ったとしても、「自己株式の取得は資本等取引となることから、その売買価額が時価に満たない場合であっても、時価とその取得価額(売買価額)との差額について受贈益を認識する必要はありません。したがって、貴社においては、その取得価額相当額(みなし配当の額が生じる場合は、その金額を減算した金額)を資本等の額から減算し(法令8①二十)、みなし配当の額が生じる場合はそのみなし配当相当額を利益積立金額から減算する(法令9①八)こととなります。」とあります。

すなわち、低額で譲り受けたとしても原則は受

贈益の認識はないとしていますが、これだけでは終わっていません。これに続けて次のように解説しています。

「ただし、自己株式の売買価額を時価より低額としたことが、何らかの利益移転を目的とした損益取引と資本等取引とを抱き合わせにした結果であると認められる場合には、売買価額を時価に引き直したところにより課税関係が整理されることもあるものと思われます。」と、このようにどのような取引が該当するかは明確ではありませんが、たぶん受贈益のような課税が行われると言外に言っているのではないかと思います。

2. 自己株式の低額譲受と二分説

専門誌ではこの解説について、特に「ただし、」からの部分について、「一つの取引を資本取引と損益取引に分解して理解するという解釈方法を示した」として、例えば、時価1000円の株式を、会社に対して200円で譲渡したら、取引は次のように二分されるという解釈であるとしています。*1

自己株式	1000	／	現金	1000
現金	800	／	受贈益	800

このような考え方を取ることで、受贈益の認識をするわけですが、現金の相手勘定は「自己株式」として、法人税法令上も計上することになるかという点が問題点です。

3. 自己株式の低額譲受および無償取得にかかる処理の検討

(1) 事例(一株当たり)

時価 @1,000円	資本等の金額 @200円	利益積立金額 @800円
↓		
対価 @450円 (=低額) で1株購入	譲渡側取得価額 50円	

(2) 旧法（平成18年度税制改正前）の取扱い

発行会社

旧法では、有価証券として処理されていたので、新法との一番の違いは消却した時に資本積立金を減額したということです。

- ① 取得の処理 法法22条・法令119条1項
 (自己株式) 1,000円 / (現金) 450円
 (受贈益) 550円

→ 法法22条・法令119条1項
により、取得価額を時
価を付すことになり、
時価は1,000円なので差
額は受贈益となります。

- ② みなし配当の金額 法法24条・法法2条18号
(利益積立金) 250円／(自己株式) 250円

→ 法法24条1項五号により、交付金銭の額が資本等の金額を超える部分の金額を配当とみなす

(交付金銭450円－資本等の金額200円＝250円)

法法2条18号カにより、同額を利益積立金の減少額とする。

仕訳まとめ

(自己株式)	750円	／	(現金)	450円
(利益積立金)	250円	／	(受贈益)	550円

- ③ 自己株式の消却 法法2条17号
(資本積立金) 750円 / (自己株式) 750円

→ 法2条17号ナにより、
株式の帳簿価額（減少
資本金額を除く）を資
本積立金の減少額とす

る。

すなわち自己株式の
帳簿価額が消滅するこ
とになります。

(3) 新法（平成18年度税制改正後）の取扱い

平成18年度税制改正以降は、自己株式として取得の時に資本金等を減額するように規定されました。

取得の処理 一 発行会社

- ① 法令8条1項二十号 **資本金等の額の減算額**～
自己の株式の取得（政令による取得を除く）
→取得資本金額（取得資本金額が交付金銭の
額を超える場合には、交付金銭を限度）

本事例では $450\text{円} > 200\text{円}$ なので、200円 となります。

また、交付金銭がゼロ＝無償取得の場合には交付金銭はゼロなので資本金等の額の減算額はないことになります。

法人税法施行令8条第1項二十号 資本金等の額

法第24条第1項第4号から第6号までに掲げる事由（以下この号において「自己株式の取得等」という。）が生じた場合の**取得資本金額**（次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（当該金額が当該自己株式の取得等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、その超える部分の金額を減算した金額）をいう。）

- ② 法法24条1項四号 配当等の額とみなす金額

→交付金銭等の額が資本金等の額を超えると
きは、超える部分の金額を配当とみなす。

・法令9条1項八号 利益積立金額の減算額

→法令8条1項二十号に規定する交付金
銭等の額（450）が同号の取得資本金
額（200）を超える場合におけるその
超える部分の金額（250）（＝法24
条1項四号と同じ）

(資本金等) 200円 / (現金) 450円 ①→取得資本金@200円 < 交付金銭@450円 ∴@200円
(利益積立金額) 250円 ②→交付金銭@450円－取得資本金@200円＝250円

また、交付金銭がゼロ＝無償取得の場合には交付金銭はゼロなので利益積立金の減算額はないことになります。

このように自己株式を取得した時点では、資本金等の額と利益積立金額を減額するように政令で定められており、かつまた自己株式は税務上の有価証券から除かれたため、受贈益を立てる相手勘定がないことにもなります。

4. 資本取引と損益取引の混合取引と見る考え方

ところが、これに対して自己株式の取得までは損益取引となるという見解があります。

改正法人税法施行令8条第1項二十一号は、有価証券から除かれる自己株式について「自己が有する自己の株式又は出資を除く」とありますが、「有する」とは既に有している状態を指し、贈与によって自己株式を取得した段階は、「既に有している」状態の前段階を指すことになり、ここで有価証券から除かれている自己株式には該当しないとされます。

そこで、当該贈与を受けた自己株式は、法人税法施行令119条第1項二十二号に規定する「前各号に掲げる有価証券以外の有価証券」に該当することになり、「その取得の時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額」、すなわち適正な時価により取得したものと取り扱われ、贈与を受けた法人に当該時価相当額の受贈益が計上されることになる、とこのような考え方です。*2

「自己株式は有価証券から除かれても株式であることには変わりがなく、無償取得の場合は受贈益を、贈与の場合は寄附金を計上すべきものと考ええる。」と、やはり取得までは株式として理解する考え方です。*3

このような考え方は、「自己の有する株式」と「自己の株式」を分けて解釈しているものと思われる。*4

5. 受贈益があるとする考え方について

(1) 2段階説の採用について

上記のように、有価証券の取得ということと、取得後に直ちに資本金等の額、利益積立金額を相殺するという考え方は合理的である面もありますが、法人税法施行令の規定からこのように解釈す

ることができるかという点です。

自己株式の取引を従来どおり有価証券の取引としたままにするならば、自己株式を有価証券から除くことはしないで、自己株式の取得後に取得価額に基づいて、資本金等の額「交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額」（法令8①二十）の減少規定を設けることとする必要があります。

(2) 受贈益の相手勘定

受贈益の相手勘定を考える必要があります。上記の事例のように、規定ぶりからは有価証券から除かれている以上、借方には資本金等の額と利益積立金額が計上されることになりますが、自己株式が有価証券ではない以上、借方金額として自己株式が計上される余地はないものと思われます。相手勘定に自己株式が出てこない、旧法の仕訳のように資本金等を減額する規定が存在しないことになってしまいます。

(3) 益金の規定

法人税法には、発行法人が自己株式を取得した場合に適用できる別段の定めはありませんので、益金計上の根拠規定となり得るとすれば、益金の原則規定である22条2項ということになります。

しかしながら、法人税法22条2項には、上記の引用部分の後に、「資本等取引以外のもの」という規定が置かれています。そしてこの「資本等取引」に関しては、同条5項において「法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の分配」をいうものとされています。

前述のとおり、法人税法施行令8条1項二十号及び9条1項八号において、自己株式の取得に当たっては、資本金等の額・利益積立金額を減少させることとされていますので、自己株式の取得は、まさしく法人税法22条5項に定義された取引そのものであると言わなければなりませんし、8条1項二十号及び9条1項八号においては、資本金等の額は交付した現金の額を超えることはないものとされており、現金の額と資本金等の額の差額は利益積立金額とすることとされていますので、資本等取引以外の取引があると解する余地もない、ということになります。*5

6. 結論

自己株式を有価証券と処理して、取得後直ちにこれを相殺するという方法をとるならば、法令に記載すべきです。前述の税務相談事例集においても、「なんらかの・・・」とありますが、どのような取引が利益移転取引に該当するのか、もし該当した場合にはどのような課税が行われるのか、何も記載されていません。

このように税制上の取扱いが不明確であるということは、経済の活性化においても、税がそれを塞いでいるともいえます。なぜ、明確な解釈を示さないのか、いまだにわかりません。弊事務所のお客様に有名な経営者がおられます。この方は年のうちの3割くらいは海外での仕事ですが、日本の税は中国よりひどい不安定で共産主義であると論評しています。外国人は法律外の処理は全く理解できないので、投資をどうしても控えるようになってきていると。法律で明確にするべき事項はして、かつそれを守ることも重要であると思います。

*1「自己株式の低額譲受けと二分説」

速報税理2007.12.1

*2ニュースプロ517（平成18年5月23日）

*3武田昌輔「法人税の原点を探る(第37回)」

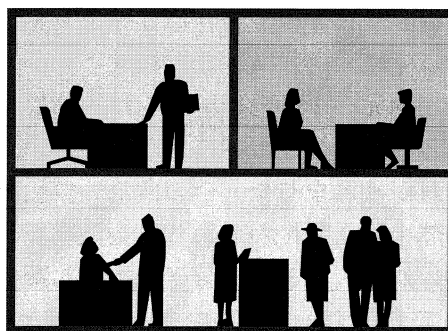
税務事例 200610 Vol.38 No.10

*4垂井英夫「自己株式の譲渡は資本等取引か」

税理2007年12月号

*5朝長英夫「第4回解釈研究会報告会」

企業税制研究所2007年7月13日



支部女性部の立ち上げ

あけましておめでとうございます。

女性会員の皆様に嬉しいお知らせがあります。

かねてより念願であった「女性部」を中島新支部長より、立ち上げてもらいますよ……のお許しが出ました。

日本橋支部は他支部に比べ女性会員が少なく10%程度です。女性会員が支部行事に気楽により多く参加して頂ける様、女性部は和やかな情報交換の場、ストレス解消の時にしたいと考えています。

概要

集会 ……毎月1回 夜、第3火曜日18時から自由に参加する

情報 ……税理士は税法のみならず豊富な知識が必要とされることを考慮、年配者～若い人に又若い人～年配者に相互に情報交換すればより広い知識が得

られます。

税理士資格…一生役立ち、法人勤務でも遠い将来に活用する機会があるときに臆することがないよう。

ストレス……何よりも、常日頃張り詰めているストレス解消の場にしたい、①食べ歩き、②趣味の話 等等

友達 ……の輪が広がりますので気楽にご参加下さい。

記

第1回 平成20年2月19日（火）

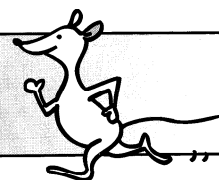
場 所 支部会議室

時 間 18時より



年男・年女

新春随想



野球小僧とのかかわり

深津 栄一

新年明けましておめでとうございます。今年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

我が子が地元の少年野球チームに入部以来、コーチ、監督として少年野球にかかわり早いもので6年の歳月が流れました。その間、いつも我がチームの野球小僧たちとかかわり、全員我が子のようにかわいがり、どの子も分け隔てなく接するように努めています。現在は少年野球チーム所属、中学校野球部にコーチとして出向しています。

学校と異なる点は、野球というひとつのスポーツを通し「野球技術・知識の向上と共に健全な肉体の鍛錬を促し、礼儀、感謝・チームの和、そしてフェアプレーの精神を学ぶこと」を目的として、チーム全員が「勝利」と言う目標に向かい、練習に取り組むところだと思います。私は、野球が好きな子、一生懸命野球をやる子が大好きです。

そんな中で我がチームにも、稀にですが本当にこの子はズバ抜けて野球が好きだぞ、大好きだぞと、心底感じる子がいます。不思議なことに、そういう子のほとんどが野球センス抜群です。(もちろん全ての子ではありませんが) 強肩であり、俊足であり、ボールに対する感覚がすばらしく、教えるまでもなくキャッチングもバッティングも驚くほど上手く、秀でるものを持っています。何年か前にそんな逸材と巡り会いました。監督の私は、単純にチーム力がアップすることに手放しで喜び、さてさて、どのポジションで活躍してもらおうか、打順はやはり4番か、それとも3番最強説か、はたまた脚も速いことだし1番も捨てがたい、云々、そして公式戦を前に捕らぬタヌキの皮算用を始めました。結果、その子のお陰で江戸川区の大会でベスト8に入ることができました。

まあそのあたりのこと、戦績は別としまして、そのあとが問題です。センスあるそういう子を預

かった私が思い悩むのは、もっともっとその子の優れた才能を開花させたい、卒業するまでチームの大黒柱としてさらに上手くなってもらいたい。中学校、高校でも野球を続けてもらいたい、そして、より先の野球人生を見据え正しい野球技術と基礎知識を指導しなければならない、と考えます。

イチロー選手も松井選手も松坂投手も普通の野球大好き少年であり、小学校高学年からそのすばらしい才能を(親や周囲の協力のもと)開花させていったそうです。

そういった未知数の子を預かった私が彼らの野球人生の第一歩に関わるのですから、文字通りその運命を左右させてしまうかも知れません。

私はそういった子供に関わる喜びと、それ以上に責任を感じずにはられません。ですからいい加減な技術指導では許されないのです。

一昨年「我がチームからプロ野球選手」が誕生しました。子供たちは先輩を励みに一生懸命頑張っています。子供たちのために私は出来る、正しい(と信じる)野球技術とメンタル指導のために、真摯な心で子供たちと接していきたいと思います。

最後になりますが、野球は勝負の世界です。試合の勝敗にこだわるのは当然です。しかし、「一生懸命野球に取り組む心こそが大切なんだ」ということを子供たちに指導し続けたいと思います。



子年を迎えて

大澤 環

「その日は、朝からうきうきしていた。挽きたての珈琲もほのかに甘い。時計は、まだ、7時を過ぎたばかりである。休日の朝だというのにやけに目覚めがよい。

カーテン越しから見る空は雲ひとつない。まことに気持ちのよい朝である。少しばかり、窓を開けてみる。心地よい風を期待したが、外気は、思いのほかむっとした。すでに10月を過ぎているが、秋風とは、いいがたい。

待ち合わせの時間まで、充分にある。早起きついでに隣の駅まで歩くことにした。

5分ほど歩くと、上着が邪魔になる。半袖が汗ばんできた。駅までの銀杏並木は、緑色の葉に光が反射してゆらゆらしている。30分ほど電車に乗り、約束の駅に着いた。この時間なら、ホームのベンチで読みかけの本を読み終えるだろう。ベンチに向かうとすでに母が待っていた。

若者でどった返している駅前を通り過ぎ、足がすっかり弱くなった母の歩調にあわせて、ほんの10分も歩いただろうか。道は、先ほどの喧騒とは、程遠い閑静な住宅街へと続いている。かすかに管弦楽の調べが、音はどんどん近づいてきた。ゆるい坂道を上りきると校門がみえてきた。華やかな、時に甲高い少女たちの歓声が沸きあがる。

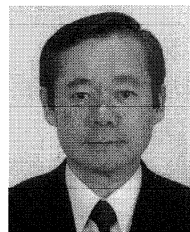
ビデオカメラを手にした男性が、行き来している。よく見ると首から名札を下げている。しかも、皆が、女性の名前を記している。父母である証明なのであろう。・・・(つづく)」

昨秋、姪の運動会に出かけたときの様子である。子供がいない私には、運動会は、縁遠いものであったが、昨秋は、義妹にさそわれて見学したのである。当初は、人の運動会などみて面白いものかと思っていたが、徒競争などでは、立ち上がって、姪のクラスを応援していた。創始者直伝の伝統のダンスは、体操服に制服のスカートという奇妙ないでたちにもかかわらず、生徒たちの真剣な面持ちと踊りながら編みこまれていく見事なりボンに感動した。彼女たちの屈託のない笑顔や表情をみると、成長後もその笑顔を絶やすことなく過ごせる社会であるよう願って止まない。少女たちのあの年頃特有の純粋な姿に、当時の自分自身が甦る感があった。どんな夢を描いていたのだろう。と多少感傷的にさえなった。今となっては、もうはるか昔のことで思い出せないが、当時は、読書を好んでいたのも、大方、印税生活を夢見ていたのかもしれない。そんな訳で、冒頭の文章を記してみた。書き始めてみたら、ワープロのおかげで(すぐに訂正が可能のため)、意外と面白かった。

去年は、独立元年。やっとOL生活から脱皮し、多少の時間のゆとりができた。税理士試験から事務所勤務の時代、あまりに何もしていなかったことに愕然とした。今は、読書を復活し、ゴルフも再開した。日舞の稽古にも勢をだしている。そろ

そろ、カメラを持っでの撮影旅行も計画したい。すべてにブランクが多すぎて、趣味とはいえないかもしれないが、今後は、しばらくこれらのことに熱中しようと考えている。最早、夢は大きく持てないが、①作品を一点上梓すること ②ハンデキャップを減らすこと ③舞台で〇〇を踊ること ④納得の行く写真を一点撮ることを目標としようと思う。

細木数子六星占術によると、私は、子年とそれの周期が同パターンで巡ってくる。思えば12年ごとになにか、区切りを向かえているように感じる。今年は、そのスタートの年、趣味を拓ける期間なのかもしれない。初夢に先ほどのささやかな夢がどれか一つでもでてくるよう祈っている。



15回目の誕生日(?)

花山三郎

私の戸籍上の誕生日は昭和23年3月1日ですが、本当のところは2月29日だったようです。誕生日が4年に1回しか来ないのは可哀そうだということで1日遅れの届となったと聞いています。今年の2月29日で15回目の誕生日ということになります。

戸籍の話が続けますと、私の続柄は三郎から連想される三男ではなく十男です。女が3人いましたので合計13人目ということで三郎という名前になったと周りから聞いています。本当かどうかは亡くなった父母ともハッキリ言ってくれませんでしたので不明です。

私の出身地は鹿児島県の北西部にあって、1万羽を超える鶴の渡来地である出水(いずみ)市の中でも一番熊本県との県境に近い切通(きずし)という地区です。

切通ですので、一般的には切り通しがあるような地区と考えられ、私もつい最近までそのように思っていました。本当のところは薩摩藩が捕まえた人物の首を切るか、それとも通してあげるか判断するという意味の切通だそうです。

話が前後しますが、薩摩藩の肥後(熊本県)方面からの街道には「野間の関所」があり、通行人を厳しく監視していました。

野間の関所は、現在の県境から一里ほど鹿児島

県に入ったところにあり、関所から県境までの地域の大部分が切通地区で江戸時代までは住人はほとんどいなかったとのことでした。

私の先祖も江戸時代の終わりが明治の初めに対岸にある天草地方から移住してきたとのこと、付近の住民の大部分が同じような経歴の持ち主と聞いています。

つまり、当時の切通地区を通る人はほとんどが旅人であって、その旅人で素性の怪しいものを捕まえた後で、切るか通すかを判断したということのようです。

出身地の話を長々と続けましたが、今年のNHKの大河ドラマ「篤姫」の出身で地元は盛り上がっているという話を聞きましたので、水森かおりが歌う「ひとり薩摩路」の歌詞にもある「鶴の里出水」にまつわる話をさせていただきました。

昨年7月10日に退職辞令を受け取り、次の日には税理士登録のため東京税理士会に出向いて新しい生活が始まりました。

30年前に税務署の会計係長として勤務した日本橋の地に事務所を構えられたのも何かの縁だと思いますので、会員皆様の御指導を受けながら新しい生活が充実したものになるよう頑張りたいと思っています。



新年を迎えるにあたり

尾崎 博史

支部会員の皆様、明けましておめでとうございます。

私は、昭和47年生まれの子年、即ち今年で三度目の年男を迎えました。思い起こすに、幼きころより祖父母、父が元帳をつける姿を見て育ってきた私は、いつかは同じ仕事をするのであろうと、臆気に考えておりました。

さて、話は変わりますが、先日思いがけずインドを訪れる機会を得ました。インドは「呼ばれないと行けない国」という言葉をよく耳にします。長年訪印を切望していた私は、ようやくお呼びが掛かったと、毎日を忙しく過ごす職員殿達の視線を背中に感じながら、リュックを背負い、単身機上の人となりました。

インドでの目的はただ一つ、ガンジス川から昇る朝日を見ること。日常から非日常へ、期待を膨らませ、目的地のインドはバラナシ（ベナレス）に到着しました。しかし、目に飛び込んできた景色は、想像を遙かに凌駕する、例えようの無い人々の営みでした。

無論、多少のインドに関する知識やイメージは持ち合わせているつもりでしたが、私を迎えたのは厳然たる「カースト制度」という、見えない階層社会だったのです。既知のとおり、現在カースト制度は憲法において全面的に禁止されております。しかしながら、ヒンドゥー教の世界観と密接に結びついているため、特に地方都市においては社会に根深く残っているのです。

自分の意思に関らず、人々は生を受けた時から身分が決められ、そして職業の幅が限定されます。私が町で見かけた少年たちは、堆く積まれた塵の中で生活していました。彼等にとっては、その現実を生来のもので、あくまで不可避なのです。いくらもがいてもそこから抜け出すことは許されず、大半の人達はそこで一生を終えていくのです。

では自分はどうなのでしょう。既述の通り、私は周囲の影響を受けましたが、あくまでも自分の意思で税理士となりました。特に職業を限定された訳ではなく、ましてや強制されることも無くこの職業を選んだのです。

インドが「呼んで」くれたのは、この税理士という業務に携わっていくことのできる幸せを、私に再確認させるためだったのではないかと思います。ただ漫然とタスクをこなすのでは無く、経営者とその社員達が幸せになれるように、微力ながらもお手伝いをさせていただく、それが税理士としての自分に与えられた使命だと思います。幸いにして、私は、未だ若輩の自分を頼ってくれ、時に助けてくれる、多くのクライアントに恵まれています。

少々堅くなりましたが、新年を迎えるにあたり年男である私は、この得がたい経験を糧に、税理士業務に励んでいきたいと考えております。

随 筆

ゴルフと野球

赤 根 豊

10月11日にTNGゴルフで若洲ゴルフリンクスへ出場しました。今年の初めにハンデキャップの改正があったおかげでハンデキャップは33、最近では中々100を切れないゴルフが続いているせいで、ハンデが増えました（以前のハンデは25だったように記憶しています）。

このTNGでのゴルフは私にとっても暫くぶりのゴルフであり、気分は上々、しかもハンデキャップは33、スコアが100でもハンデを引けば67、通常であれば優勝です。そんなことを考えながら朝早くゴルフ場にきました。

そんな私は野球部に所属していますが、日常的には野球の練習はしないでゴルフ専門です（バッティングセンターには行かないが、ゴルフ練習場には出来る限り毎週行くようにしています）。そんな甲斐？あって、若洲でのゴルフの1週間前の野球部のブロック戦では、サンドウェッジを持ってバッターボックスに入ったかのような当たり（センター前へのポップフライ）が続出、監督にもあきれられる始末、今年初めには5番でスタートした打順もじりじりと下がって7番になってしまっています（おまえゴルフやってんじゃないんだからと時々言われてしまいます）。

若洲での前半は47、取り合えず50を切って幸先は上々です。周囲には優勝じゃないの？なんて言われて「メンバーにも恵まれて…」と優勝の弁が頭をよぎります。ところがお昼に事件が起こります。とある先生が私をつぶそうと画策します。焼酎をボトルで頼み、「さあ呑もう」と迫ってきます。余り呑まないようにかわしつつも消化したボトルは焼酎2本、日本酒2本、さすがに酔いが回って赤



ら顔です。優勝は駄目かな？と思いながら後半戦が始まりました。

ところが、ところがです。後半の最初のホールがなんとバーディ、その後も酔っているのにスコアは伸び続けます。酒のおかげで変な力が入っていないせいなのでしょう。想定外の快進撃です（思わず調子に乗って途中の御茶屋で日本酒を飲んでしまいました）。結局後半は酔いが冷めた18番でダブルボギーを叩きつつも41でTotal88。見事優勝となりました。

優勝の美味しいお酒を飲みながら、ここでふと気がついたこと2つ。

1. 野球でサンドウェッジのような打球を打っていて良かった。
2. 今日は日本酒を飲んで良かったんだ。

よく考えてみると、こんな感想では来年は野球部の打順が更に下がってしまいます。既に7番である打順は後ろに2つしかありません。8番？9番？この文章を書きながら、来年はバッティングセンターにも毎週通おうかな？と少し反省している私です。



同日の同伴競技者 渡辺・菅原・坂下・筆者

久しぶりのキャンプ

三 井 亜 希 子

小学校6年生のときの担任の先生が、クラスの希望者を募って（といってもほぼ全員参加）、長野の山間の村にキャンプに連れて行ってくれてからすでに〇年。当時の同級生から久しぶりに連絡があ

り、長年続いていたキャンプに一区切りつけるので参加するようにとの連絡をもらった。ちょうど予定の合った看護婦の友人と2人、1泊2日だけ合流し、久々のキャンプ体験をしてきた。

大学3年生が中心となり現在中学3年生の子供たちをまとめていて、さらにその親、私の同級生や先輩たちなどが入れ替り立ち代り、累計で40人ほどが参加していたようである。キャンプ場はきれいなトイレやコインシャワーが設置され、都会の生活に慣れた私たちでも違和感なくすごせる環境へ少し変貌していた。すぐそばにある川は落石防止のためかコンクリートで固められたりもしていたが、その水の青さは記憶の中と変わるところはなかった。

昼は川の上流へ散歩、夜はたき火を囲んでの昔話。くだらない話におなかを抱えて笑い転げた。また、キャンプの楽しみは、なんと言っても食事。定番のカレーもあるが、パエリアやケーキ、プリンなど本当に色々な食べ物が並んでいた。ご飯を炊くのに四苦八苦し、頼みの綱のカップラーメンや、火を通さない野菜だけで淋しい夕食を済ましたりしていた私たちとは、比べることもできないほど、手際よくおいしそうな食事を作っていたのには、本当に驚いた。あの頃と違うのは、着火剤があるかないかくらいではないかと感じるのに。今回の食事は全てお客様になり、作ってもらったおいしいご飯を食べて過ごした。そんなこんなで、あっという間に2日間は過ぎ去り、現実へと戻ってきてしまった。

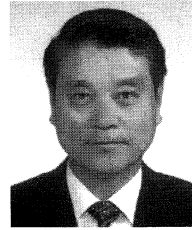
日々、何かの締め切りに追われている中での束の間の休日。またあの山へ還ろうと思いつつ、次に行くのは何年先になるのか・・・

でも、いつであろうと、変わらぬあの青い川と深い緑に包まれる場所があると思うだけで、気持ちが和らぐのである。

I LOVE TAX

小 畑 孝 雄

国税勤務であった昨年3月14日、部内のセミナーでアメリカ、ボストンカレッジのヒュー・オルト教授による国際課税に関する講義を拝聴する機会



があった。

OECD租税委員会の特別顧問を務める教授の講義は、最近の国際的税紛争の解決ルールなどを巡るかなり専門的で高度の内容であった。国税勤

務者の中でも国際畑と言われる一部の人々を除く、大部分の受講者にとってはかなりの緊張を強いられる講義であった。

いかにも学究一筋を思わせる教授の英語による講義。教授の発するイングリッシュに一部の人が直接反応し、つづく同時通訳の言葉に残りの人々が反応する。専門用語が飛び交い、理解が追い付かないまま、次のセンテンスに進む・・・

この繰り返しによる重苦しい雰囲気、講義の締め括りの最後の一言で一挙にブレイクした。

オルト教授から発せられた「I LOVE TAX」という言葉。この言葉だけは通訳なしで、拍手が沸き上がった。

私には、教授がこんな風に講義の最後を締め括ったように聞こえた。「税を巡る問題はどれも難しく、しかも、永遠の課題を抱え続ける。だが、その税に取り組んで来た私にとって税とは何かと問われたら、答えは I LOVE TAX」。

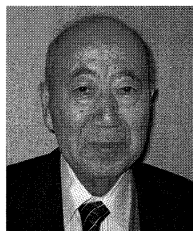
その言葉に、同じく税を職業に選んだ国税職員から期せずして沸き上がった拍手。

国際課税のみならず、税を巡る論議は、容易なものの一つとしてない。超過累進課税が公正か、それともフラットで中立な税制が妥当か。所得課税が基本か、それとも消費課税がベースか。国税中心か、それとも地方税重視か…議論が尽きたことは一度たりともなく、これからも永遠に続く。

税制上の議論に加えて、納税環境や税務行政の在り方に関する議論まで考えると、いよいよ問題は複雑系の極みとなる。

適正で公正な租税という、永遠の課題に取り組んできた老碩学から発せられた「I LOVE TAX」なる言葉。尽きぬ議論の世界に今も懸命に取り組む教授から発せられたこの言葉。

41年余の国税勤務、そして現在は1年生税理士の私。これからも税の世界に身を置くものの一人として、いつかは、「I LOVE TAX」と心から発することのできる境地に至りたいものと考えている。



名前『至』のルーツ について

渡 部 至

平成18年6月20日東京税理士会50周年定期総会記念として「この国のけじめ」「国家の品格」などの著書があるお茶の水女子大学教授藤原正彦氏の特別講演があった。私は講演終了後、その時の役員であり友人でもある山本恵子東京税理士会研修部長に予め頼み込んで藤原先生に私を紹介してもらった。

それは藤原先生の父君である藤原次郎氏（気象学者でもあり、ペンネームは新田次郎）の作品「芙蓉の人」の人物の名が私の名『至』に付けられたことを父から聞いており、その関係に感謝の気持ちで伝えたかったからであります。

ご存知の方も多いと思いますが「芙蓉の人」は明治28（1884）年に当時としては無謀ともみられる富士山頂に気象観測所を建て、冬期観測に挑んだ夫婦の記録であり物語であります。その夫が29才の野中至（本名『致』、ペンネーム『至』）、夫人が千代子さんであります。

時代は日本が初めて対外戦争である日清戦争に勝利したが、ロシアを初め、ドイツ、フランスなど列強の小国日本に対する圧力があつた。そんな情勢の中、世界に例を見ない厳冬の富士山頂で越冬観測に成功すれば国威発揚となり、世界諸国に

対し日本の名を挙げることになるかと自らを勇めて周到の準備をし、明治28年9月、野中至は山頂に一人こもる。さらに必死の覚悟の夫を安じ妻千代子も10月に入山する。

暖冬の近年と違い、すでに気温は零下となり、その戸外は断えず強い風雪が吹き荒れ、舶来の晴雨計を初め風力計・風信器などの器具が次々に働かなくなった。同時にそれまで最初から耐えていた高山病と浮腫に加え栄養不足で生命の危機に陥った12月21日に辛うじて救出された。

命を賭して国のため厳寒に耐えた夫婦の物語である。

私の父は特に気象に関心を持っていたとは思えないが、野中至の当時の苦心談に敬服し、31年後の大正15年に生まれた私に『至』と名前を付けたのである。『至』は「至誠天に通ずる」の言葉があり、真心をもってことに当たれば、その気持ちは天に通じて、必ず良い結果をもたらすということで私の父が『至』と付けてくれたのである。

藤原先生に、私の名前のことを説明し著者御父上の「芙蓉の人」の野中至と千代子夫人と渡部至について話すことが出来、私が80年間生きてきてこのように命名のルーツに関わる人に巡り会い話し合えたことに大きな幸せを感じた次第である。

昭和、平成を経て82年、良き先輩、友人に恵まれ今日あるのは名前『至』のおかげかも知れないと考え、もう少し現役で頑張っていこうと思います。

よろしくお願い申し上げます。

各 部 だ よ り

【総務部】

日本橋支部幹事会報告

平成19年7月22日 於 エピナール那須

1. 審議事項から

- ① 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催及び提案議題の募集方法について。
- ② 支部会報の発行回数を1回増やすこと、デジタルカメラを購入すること。
- ③ 情報システム委員会の人選が担当副支部長に一任すること。

以上の議題ほか承認された。

2. 報告事項から

- ① 東京税理士会定期総会
- ② 日本橋支部総会、懇親会
- ③ 登録調査
- ④ 第一ブロック部長以上会議
- ⑤ 19年度弔事当番
- ⑥ 税理士雑談会

以上の報告事項ほか報告された。

3. 各部報告が、担当部長より報告がされた。

4. 理事会報告

宮川本部理事から協議、承認事項3件、報告事項

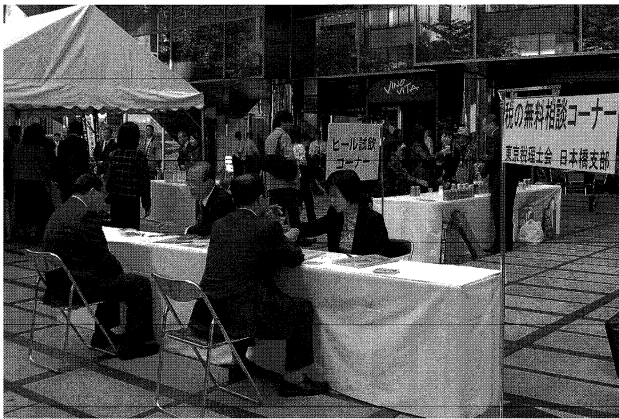
7件の報告があった。

平成19年9月21日 於：支部会議室

審議事項に入る前に、情報システム委員の委嘱が承認された。

1. 審議事項から

- ① 日本橋税務署並びに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催及び提案議題の策定について
 - ② 常会開催日時運営法方について
 - ③ 第一ブロック支部連絡協議会開催について
 - ④ 税を考える週間諸行事について
- 以上の審議事項ほか承認された。



税を考える週間無料相談

2. 報告事項から

- ① 八団体日本橋税務署新旧幹部歓送迎会
- ② 国税庁アウトソーシング事業に対する為のプロジェクトチーム
- ③ 登録調査
- ④ 税理士雑談会
- ⑤ 綱紀監察委員より税理士会員の処分（他支部）

以上の報告事項ほか報告された。

3. 各部報告

担当部長より各部活動の報告がされた。

4. 理事会報告

本田本部理事より承認事項4件（うち1件は、会員処分）

報告事項10件が報告された。

平成19年10月12日於：支部会議室

1. 審議事項から

- ① 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催日時、提案議題

- ② 常会日時、運営方法
 - ③ 19年度各種無料相談担当者募集
 - ④ 19年度確定申告無料相談新聞折込広告
- 以上の審議事項ほか承認された。

2. 報告事項から

- ① 支部法対等合同会議
 - ② 暮らしと事業のよろず相談
 - ③ 新入会員説明会
 - ④ 第一ブロック連絡協議会
- 以上の報告事項ほか報告された。

3. 各部報告

担当部長より各部活動の報告がされた。

4. 理事会報告

山本本部理事より承認事項1件、報告事項11件が報告された。

平成19年11月14日於：支部事務局

1. 審議事項から

- ① 広域還付無料相談会派遣者決定
- ② 忘年会、新年賀詞交歓会
- ③ 支部ホームページ内容充実
- ④ 確定申告閉庁日無料相談
- ⑤ 確定申告手引き配布
- ⑥ 事務局年末年始事務

以上の審議事項ほか承認された。

2. 報告事項から

- ① 税理士雑談会
- ② 登録調査
- ③ 署との定例連絡協議会常会
- ④ 中央都税事務所との税務懇談会
- ⑤ 税を考える週間無料相談等
- ⑥ 平成20年度各種無料相談担当者募集
- ⑦ 国税庁アウトソーシング

以上の報告事項ほか報告された。

3. 各部報告

担当部長より各部活動の報告がされた。

4. 理事会報告

秋元本部理事より承認事項5件、報告事項12件、報告された。

以上

平成19年10月18日開催

定例連絡協議会、常会報告

税務署への質問事項3件に対し署より、回答があった。また署より、e-Tax等への協力要請があった。

常会報告

同日午後1時より前回（4月開催）よりの支部活動、新支部長の所信等の説明がされた。各部部长より支部の部活動についての報告、支部活動への参加を呼びかけた。本部理事より、前回以降の本部理事会の報告がされた。

以上

平成19年11月9日

中央都税事務所との連絡協議会の報告**税理士会よりの要望事項**

1. 事業税関係7件
2. 固定資産税関係2件
3. el-tax関係1件
4. その他4件

に対し

1. 予定申告書は、代表者の署名をするだけで、他の数字の記入は、必要ないこと
2. 日本橋税務署への出張受領には、法人事業税の申告書の収受だけでなく、償却資産税等の収受も行う。

の回答を頂いた。

[研修部]

研修部では平成19年10月25日に研修部会を行いました。テーマは①10月12日開催の「支部ホームページ委員会」の開催を受けて研修部における取り組み、②次年度以降の支部研修会のテーマについて、を検討しました。

会員の自己研鑽の一助になれるような研修会を目指して活動をしていきますので、研修会へのご意見ご要望がありましたら、ぜひ研修部（事務局）までご連絡をいただければ参考とさせていただきますのでよろしくお願いします。

研修会の結果と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会》

日 時：平成19年11月2日（金）13:30～16:30

会 場：東実健保会館6階

講 師：成田一正先生（税理士）

テーマ：新しい事業承継自社株対策の解説

日 時：平成19年11月5日（月）13:00～16:00

会 場：東実健保会館6階

講 師：日本橋税務署 担当官

中央区役所 担当官

テーマ：年末調整研修会

日 時：平成19年11月13日（火）13:30～16:00

会 場：銀座ブロッサム ホール

講 師：木村金藏先生（税理士）

テーマ：相続を争族とさせない方法あり

※ 第一ブロック合同研修会（第一回）

日 時：平成19年12月4日（火）10:30～12:00

会 場：日本橋支部 会議室

講 師：秋元玲子先生（税理士）

テーマ：電子申告で法定調書作成

※ 情報システム委員会と共催

日 時：平成19年12月14日（金）14:00～16:30

会 場：東実健保会館6階

講 師：中央都税事務所 担当官

テーマ：第一部 固定資産税（償却資産）の申告の解説

第二部 地方電子申告（eL-TAX）の利用について

第三部 法人事業税外形標準課税の調査について

《今後の予定》

日 時：平成20年1月11日（金）15:15～16:45

会 場：明治センターホール（浜町センタービル）

講 師：田原総一郎氏（評論家・ジャーナリスト）

テーマ：時代を読む

日 時：平成20年2月1日（金）（火）13:30～16:00

会 場：銀座ブロッサム ホール

講 師：小池正明先生（税理士）

テーマ：（未定）

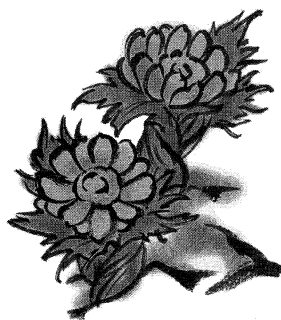
※ 第一ブロック合同研修会（第二回）

日 時：平成20年2月4日（月）13:30～16:00

会 場：日本橋公会堂

講 師：日本橋税務署 担当官

テーマ：平成19年分確定申告に当たっての留意点



[厚生部]

<野球部>

野球部の活動状況に関してご報告します。

<第一ブロックリーグ>

10月4日に第一ブロックリーグの4戦目で麻布支部と対戦し、3対8での敗戦となりました。

初回到先制され、その後も加点を許す展開から最終回到意地を見せ3点を返しましたが、強豪麻布支部に完敗でした。

平成19年10月4日 ブロックリーグ (4回戦)

	1	2	3	4	5	6	7	計
麻 布	1	0	5	1	1	0		8
日本橋	0	0	0	0	0	3		3

10月17日に第一ブロックリーグの5戦目で芝支部と対戦し、13対8と何とか最終戦を勝利することができました。

2回到9点、4回到4点とここまで13対0とリードし、楽勝ムードの中、5回、6回で8点を返され、すっきりしない勝利となりました。

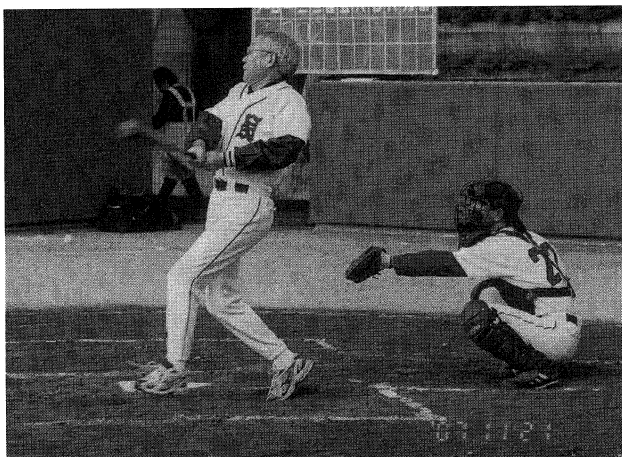
これで第一ブロックリーグは2勝3敗で終了し、6チーム中4位となりました。

平成19年10月17日 ブロックリーグ (5回戦)

	1	2	3	4	5	6	7	計
日本橋	0	9	0	4	0	0		13
芝	0	0	0	0	3	5		8

<紅白戦>

11月21日に浜町グラウンドで紅白戦を行いました。ここ数年少しずつ部員が増え、何とか紅白戦を行える人数となっています。



紅白戦にハッスル支部長

<納会>

12月2日、3日で恒例の納会を行いました。一日目は青梅岩蔵温泉の儘田屋（ままだや）で納会、二日目は東京バーディクラブにてゴルフと楽しい一時をすごしました。

納会では、各人が今年の反省と来年の抱負について厳しい突っ込みの中コメントし、大いに盛り上がりました。ゴルフでは1年間キャッチャーとして活躍し、最多出塁率賞を獲得した引地選手が優勝し、野球だけではなく能力の高さを見せてくれました。

これで、野球部の19年の行事はすべて終了しました。

今年は目標である支部対抗大会でのベスト4をめざし、よりチームワークを高めていきたいと考えています。さまざまな形で野球部を応援していただいている先生方、この場を借りてお礼申し上げます。ご期待にそえるよう部員一同がんばりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

櫻井和儀

<ゴルフ部>

平成19年のT.N.G会成績をお知らせ致します。第262回T.N.G会、は10月11日 若洲ゴルフリンクスにて24名の参加者で開催しました。

優勝は、赤根豊会員、2位が櫻井和儀会員、3位が横田實会員、BB賞 河原邦文会員、ベスグロス賞は前回に引き続き菅原一泰会員という結果になりました。今回は、リンクス特有の海風に悩まされることもなく絶好のゴルフ日和でした。そのためかアンダースコア者が10名もでました。河原前支部長が初参加、BB賞を収めました。次回も新しい参加者をお待ちしています。

○成績

優勝 赤根 豊 G88 N55

2 位 櫻井和儀 G93 N59

3 位 横田 実 G86 N65

ベストグロス

菅原一泰 G82 (アウト39、イン43) N75

〈囲碁部〉

10月11日、支部会議室において、秋季囲碁大会を行いました。丁度、調査や9月決算法人の決算等のためお忙しい先生方もおられ、参加者11名となりました。それぞれ四回戦の熱戦がくりひろげられ、興奮のあまり、湯呑みをひっくり返す人もいましたが、結果は次のとおりとなりました。

A組

B組

優勝 池田 明治四段 原口 義弘二段

準優勝 大久保速雄五段 下川 芳史四段

1 位 下村 信義五段 小池 政幸三段

優勝者は、名誉のため、段位を一つ上げることとなっています。

新年早々に1月12日（土）京橋支部との親善試合を行います。その後の日程は1月17日、2月7日、5月15日、6月27日の月例会、3月28日春季支部大会、4月10日プロ指導となっています。

〈歌舞音曲部〉

カラオケ発表会盛大裏に終わる

第22回カラオケ発表会が去る10月13日（土）東税健保会館で若狭茂雄、岩田由美子両会員司会のもとゲストに横笛と新内を迎えて出演者各人精一杯の技量を発揮して盛大裏に終わりました。

これ偏に支部会員皆様方の御支援の賜物と深く感謝申し上げます。

今年も同じ10月に第23回発表会を開催いたしますので今後共よろしく願い申し上げます。

尚特別出演の江東西支部前支部長の佐藤廣子先生より丁重なる御礼状をいただきましたので御本人の御了解を得て掲載させていただきます。

部長 中島重敏



御礼状 カラオケ大会に参加させて頂いて

紅葉の美しい季節に入りました。私にとっては食欲の秋、体重計の数字が気になります。

先生御元気で、カラオケ大会でのお疲れは出ませんか、カラオケ発表会では大変お世話になりました。



楽しくそして中島先生の姿から多くを学ぶことが出来ました。日本橋カラオケ部が22年も続いておられる事にも驚き素晴らしいと思いました。中島先生のリーダーシップとそこに傾けるひたむきな姿に参加した私達税理士も、そして観衆も感動をしたひとときでした。自分が歩いて来た人生を振り返る一コマを与えて頂きました。ありがとうございました。

これからも誘って下さい。私もいつまでもカラオケを楽しみ唄い続けて行きたいと思います。先生は毎年新曲を唄っておられるのですね。私も新曲にチャレンジして参ります。自分も楽しみ中島先生が唄い続ける姿をいつまでも拝見したいと思います。

参加した各々の先生が約3分の舞台に向けて神経を集中している姿も美しいと思いました。たかだかカラオケ、されどカラオケ、幸せでした。

中島先生との出会いに感謝です。そして税理士として生きて来て良かったと思います。ありがとうございました。

これから寒さに向かいます。くれぐれもお身体ご自愛下さいますよう心からお祈り申し上げます。

感謝、感謝、感謝！

平成19年10月15日

中島重敏先生

佐藤廣子

＜ボーリング部＞

平成19年ボーリング大会の成績をお知らせ致します。今回は、11月20日品川プリンスホテル ボーリングセンターにて29名の参加者で開催しました。

団体戦	優勝	渡部 至事務所
	2位	人形町合同事務所
	3位	綱紀監察部チーム
会員の部	優勝	加藤 照雄
	2位	三ヶ尻忠敬
	3位	大澤 昭人
職員の部	優勝	神田 直
	2位	渡部 透
	3位	古谷 浩
女性の部	優勝	小瀬すず子
	2位	神田 直子
	3位	高橋美津子

ハイゲーム賞 三ヶ尻 忠敬 (201)

ゲーム終了後は、参加者全員で中華バイキング「孫悟空」にて懇親会及び表彰式を行いました。ボーリング大会は、参加者の大半に賞品があるお得なイベントです。事務所職員も参加できます。皆様のご参加をお待ちしています。

＜テニス部＞

10月10日（水）東京都立有明テニスの森庭球場において第16回東京税理士会支部対抗テニス大会が開催された。日本橋支部からは佐藤正典、丹羽正裕、青木久直、上平孝子、岩川由美子、大塚亜紀の計6名で大会に臨んだ。本来、支部対抗戦は男子ダブルス2チーム、混合ダブルス1チームの計3チームで支部ごとにトーナメントを戦って行くのだが、今回の日本橋支部は男子3名、女子3名で男子ダブルスが2チーム出来ない状態での挑戦となった。結果は、本戦、コンソレともに1回戦負けと言う惨敗であった。試合には早く負けてしまったものの空いた時間を有効に活用すべく、他の支部との交流戦をいくつも行き親睦を深め充実したテニス大会となった。

11月1日（木）前回と同じく有明テニスの森庭球場において秋季東京税理士会テニス大会が開催された。日本橋支部からは松下敏雄・桜井和儀、中島美和・青木久直の男子ダブルス2チーム、佐々木則司・大塚亜紀、野澤慶太郎・高橋美津子の混合ダブルス2チーム計4チームで大会に臨んだ。予選

の結果、佐々木・大塚チームが1位グループ、松下・桜井チーム、野澤・高橋チームが3位グループ、中島・青木チームが4位グループでトーナメントを行うこととなり、中島・青木チームが4位グループで3位に入賞した。

テニス部は繁忙期を除き月1回プロの松岡コーチの指導のもと楽しく練習会を行っております。そして練習後の飲み会も和気あいあいとアットホームな雰囲気です。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は事務局までご連絡下さい。

〔組織部〕

日本橋支部緊急連絡網を10月19日に全会員に向け発送しました。記載誤り等がありましたら事務局までご連絡願います。

〔経理部〕

11月28日支部談話室において中間監査を実施した。

〔綱紀監察部〕

1. 以下の会議が開催されました。

支部と署の綱紀監察連絡協議会

日 時 平成19年11月14日（水）午後2時より

場 所 日本橋支部事務局

出席者 日本橋税務署より青木総務課長、漆畑総務課長補佐、芝税務署より松田税理士専門官、支部より井上、小出、石井。

議 題 綱紀問題、にせ税理士の実態及びその予防対策等について

(1) 懲戒処分者が増加している実態

税理士法36条 脱税相談等の禁止、37条 自己脱税、名義貸しなどの信用失墜行為が3～4年前の数倍に増加。

(2) にせ税理士等の実態

ある程度の税知識のある者と顧客がいることにより発生する問題で、事務所職員や元職員が係わっている場合が多い。

(3) 会員、事務所職員へ税理士法を周知させる方法の検討

税理士法違反に気づいていない場合も多いので、ありがちな違反行為を会報に簡潔に載せて注意を促す。研修会の前などに短時間の税理士

法の研修を税理士専門官にお願いするなどの案が出た。

(4) にせ税理士の予防対策

申告書への自書押印（印鑑の管理）、調査立会時の税理士証票の提示（税理士本人の立会）、職員の監督、税理士死亡時などに職員のケアをすることなどが予防につながる。

2. 「税理士証票」及び「会員章（バッジ）」の所持確認について

平成18年度所持確認未了の方について、平成20年2月7日（木）午前10時から午後4時まで、支部会議室にて所持確認を実施いたします。

[税務支援対策部]

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。担当の先生方にはご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成19年実施日	会 場	担当税理士
11月14日（水）	法人会事務局	猪股 正明
11月28日（水）	〃	坂下 弘子
12月12日（水）	〃	佐野 典子

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成19年実施日	会 場	担当税理士
11月16日（金）	中小企業相談センター	渡辺 春樹
12月11日（火）	〃	岩本 忠司

《青色決算説明会・消費税説明会》

○日本橋税務署からの依頼分

平成19年実施日	会 場	担当税理士
12月13日（木）	日本橋税務署6F	若狭 茂雄
12月14日（金）	〃	〃

[法対策委員会]

(1) 平成19年10月29日、支部法対策委員会を開催し、本会より依頼のあった（支部法対等における課題検討について）

任意課題③（平成21年度税制改正、及び税務行政に関する意見）提出された意見をまとめて10月31日、本会に提出した。

(2) 11月8日、支部法対策委員会を開催し、

統一課題①（税理士業務の無償独占、強制加入の堅持について）

任意課題④（その他の意見）

上記の提出された意見をまとめて11月15日本会に提出した。

会員によるアンケート

任意課題①（会員のための税務相談のあり方について）…75名回答

任意課題②（特殊支配同族会社の役員給与にかかる損金不算入規定の導入による課税実態の把握について）…53名回答

上記の回答を11月15日、本部に提出した。

[情報システム委員会]

《最近実施した研修会》

日 時 平成19年12月4日（火）10:30～12:00

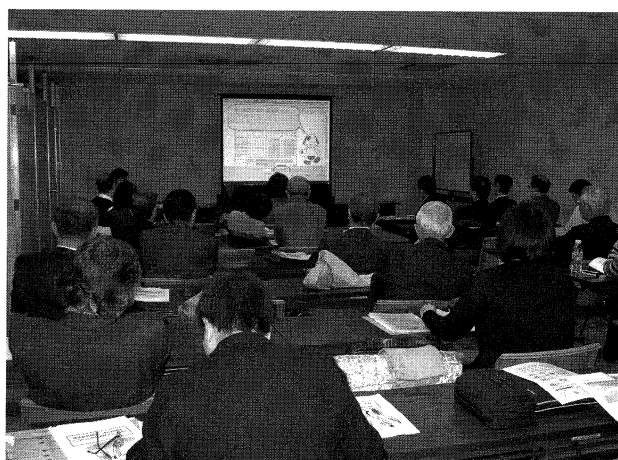
会 場 日本橋支部 会議室

講 師 秋元玲子先生（税理士）

テーマ 電子申告で法定調書作成

※ 研修部と共催

日 時 平成19年12月14日（金）14:00～16:30



会 場 東実健保会館6階

講 師 中央都税事務所 担当官

テーマ 第二部 地方電子申告（eL TAX）の利用について

中央都税事務所からのお知らせ

— 23区内に償却資産をお持ちの方へ —

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

償却資産とは	土地及び家屋以外の事業用資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものです。 例えば、会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等があります。
申告が必要な方	平成20年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所
申告期限	平成20年1月31日（木）

◆ 償却資産の申告には、電子申告（eLTAX：エルタックス）をご利用できます ◆

詳しくは、eLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。か、eLTAXサポートデスク（0570-081459）までお問い合わせください。

※ 23区内における平成20年度の企業電算処理方式による申告について、帳簿価額欄の記載は、昨年どおりの方法により算出した額または未記入で差し支えありません（評価額の算出方法は変更ありません。）。

詳しくは、「申告の手引」または主税局ホームページをご覧ください。か、資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

中央都税事務所 法人事業税課

電子申告始めませんか？

eLTAX（エルタックス）の手引きを作成しました

eLTAXとは地方税電子申告システムのことです。

法人事業税・都民税の申告書をインターネットを経由して提出することができるので、とても便利です。



メリット

- 1 複数の自治体に申告する場合は、一括送信も可能
- 2 チェック機能により、入力及び計算等の誤りを防止
- 3 市販の税務・会計ソフトで作成した申告データの利用が可能

この新しいサービスをご利用いただくため、

中央都税事務所では、「利用届出の手引き」と「電子申告の手引き」を作成しました。窓口においてありますので、ぜひご利用ください。

【問い合わせ先】 中央都税事務所 03-3553-2151

支部会員異動のお知らせ

平成19年 9 月16日～
平成19年11月15日

〈入会〉

9月26日 松澤 大之 〒103-0027
日本橋3-7-9
古山ビル4階
電話 3220-0251

9月26日 女ヶ沢 亘 〒103-0028
八重洲1-4-21
電話 5201-6620

10月1日 田中 裕之 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング
16階
税理士法人 平成会計社
電話 3231-1991

10月18日 門脇 理恵 同上

〈転入〉

10月2日 高橋 和敏 〒103-0027
日本橋3-5-9
日本橋八重洲デュプレックス
ポーション502号
電話 3281-1081

10月3日 中村 敏 〒103-0015
日本橋箱崎町27-8
奥村本社ビル7階
電話 3661-0520

10月5日 工藤 英生 〒103-0022
日本橋室町2-5-8-503
電話 3272-5033

10月12日 清水 勸 〒103-0028
八重洲1-7-20
八重洲口会館6階
税理士法人東京総合会計
電話 5299-6181

10月15日 広川 裕一 〒103-0007
日本橋浜町2-17-8
KDX浜町ビル7階
ペーカーティリージャパン
税理士法人
電話 6638-6641

10月15日 山田 一成 〒103-0021
日本橋本石町3-3-8
日本橋優和ビル7階

ちょっとひとこと

「健康とスポーツ」

年をとるに従って体を動かすことが億劫になる、それにより多くの細胞が順次その機能を失って行き、動ける範囲が狭まってくる。

それをさける為に多くの人がいろんな運動を心がけて、散歩、水泳、テニス、野球、ゴルフ等を行い少しでも各機能の衰えを補おうと努力していられます。

ごく普通に「何か運動していますか」と尋ねられると、ゴルフと答える人が多い。そしてゴルフのプレー日の昼食休憩時にアルコールを口にする

中にはスタート前から、燃料補給と称してアルコールを口にする人も見受けられる。これが運動をする体に良いとは思えないがリラックスする手助になっているかも知れない。

先日ある週刊誌に医学博士が、「ゴルフ場で死なない為の六か条」として次の項目を記載していました。

1. 車を運転してゴルフ場に行かないこと。
2. ゴルフ場に着了たらウォームアップをすること。
3. 真夏や真冬にゴルフをしないこと
4. パットをしないこと。
(神経を使わないためにグリーンに乗ったら2打付加でやめる)
5. アルコールをとらないこと
6. タバコを吸わないこと

以上の六か条は心臓に負担を掛けない為の心構えのようです、健康の為にとゴルフをやって、心筋梗塞で亡くなる事のないように心がけましょう。

<浅見 達雄>

電話 3275-0751

10月16日 小池 勇

〒103-0007

日本橋浜町2-17-8

KDX浜町ビル7階

ベーカーティリージャパン

税理士法人

電話 6638-6641

11月2日 小林 拓未

〒103-0022

日本橋室町1-6-3

山本ビル別館8階

〈法人入会〉

10月31日 税理士法人ATT

〒103-0027

日本橋1-7-4

第一正明ビル1階

電話 3278-8381

〈法人転入〉

10月15日 ベーカーティリージャパン税理士法人

〒103-0007

日本橋浜町2-17-8

KDX浜町ビル7階

電話 6638-6641

〈事務所変更〉

今井 信吾

〒103-0013

日本橋人形町3-5-9 2階

ウイングオフィス日本橋人形町

野口 喜一

〒103-0013

日本橋人形町2-21-11

きねやビル7階

引地 栄二

〒103-0014

日本橋蛸殻町1-30-5

森ビル2階

電話 5640-7662

木村三喜男

〒103-0013

日本橋人形町1-11-12

B街区303

手塚眞佐子

〒103-0021

日本橋本石町2-1-1

アスパ日本橋オフィス

電話 3272-4006

市岡富士雄

〒103-0014

日本橋蛸殻町2-5-4

パークハイツ日本橋蛸殻町703

〈事務所名称変更〉

高山 房之 税理士法人ATT

徳田 益和 同上

〈転出〉

金内 勇 江戸川南支部へ

〈退 会〉

青木 弘延 業務廃止

竹沢 文子 〃

高比良峯生 千葉県会へ

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

阿部 喜一 大正12年8月10日生まれ84歳

平成19年9月16日死亡

天野 貞雄 昭和13年1月1日生まれ69歳

平成19年10月29日死亡



編集後記

明けましておめでとうございます。

広報部による編集会議・校正・封書詰などを経てお届けしている支部会報「にほんばし」は、今期3号目（115号）の発行となりました。新年号に相応しい記事をと意気込みましたが、終わってみれば、ほぼ前年通り、いや恒例の記事で埋められることになりました。菴木税務署長はじめ執筆いただいた皆様ありがとうございました。引き続き親しまれる広報誌を目指してまいりたいと思いますので、どうぞ本年もよろしくお願い申し上げます。

寒いなかでの超税繁期に入ります。ご自愛のほどお祈り申し上げます。

今後の発行予定は

第116号 平成20年4月1日

第117号 平成20年8月10日

編集委員

浅見達雄 笠倉純二 石橋國朗

安藤克巳 土屋胖穂 桑原盛一

東京商工会議所の

無担保・無保証人融資（マル経融資）のご案内

～ 先生ご自身・顧問先事業所様の事業資金にご活用下さい！ ～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で（保証協会の保証も不要）商工会議所の推薦に基づき融資される国（国民生活金融公庫）の融資制度です。

＜融資対象となる方＞

- 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主の方
（パート・アルバイト、法人企業の役員・家族従業員等は除きます）
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 国民生活金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方 など

＜ご用意いただく書類＞

- 個人事業主の方
 - ・前年・前々年の青（白）色決算書および確定申告書（控）
 - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
 - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
 - ・前期・前々期の青（白）色決算書および確定申告書（控）
 - ・（決算後6か月以上経過の場合）最近の試算表
 - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
 - ・商業登記簿謄本
 - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規及び別枠申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。

※必要に応じて追加資料をお願いする場合もございます。

融資の条件

資金使途

運転資金
設備資金

融資限度

550万円
+別枠450万円

（別枠450万円は平成20年3月31日の国民生活金融公庫受付分までとなります。）

返済期間

運転資金 5年以内
設備資金 7年以内

（上記条件での返済期間の取扱いは平成20年3月31日の国民生活金融公庫受付分までとなります。）

担保
保証人

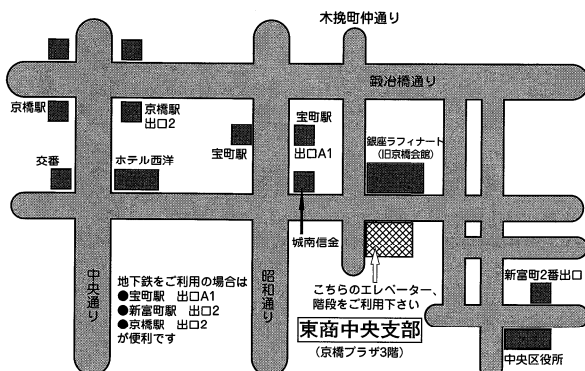
不 要

（保証協会の保証も不要です）

利 率

年2.1%

（平成19年11月9日現在）



【お問い合わせ・お申し込み】

東京商工会議所 中央支部

〒104-0061

中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F

TEL 3538-1811 FAX 3538-1815

税理士先生と関与先様のために

NICHIZEI GROUP

日税グループからのお知らせです。

顧問料
の集金

税理士協同組合の報酬自動支払制度

POST

郵送型

2つの方式から
選べます

e-NET

オンライン型

新登場

送って、まかせて、あんしん

従来からの紙ベース・郵送方式のシステム。
利用実績No.1の便利さと信頼性があります。

入力簡単、スピード一番

インターネットによる振替集金機能と報酬管理
機能を一元化した、使いやすいシステムです。

税理士報酬専門の自動集金システムです。

実績No.1。全国13,300の税理士事務所でご利用中！(平成19年
2月現在)税理士協同組合
事務代行社株式
会社

日税ビジネスサービス

TEL 0120-155-551
URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>不動産
の売買

25年の実績と信頼で、不動産案件に守秘・誠実対応！

売却・購入

相続

広大地評価

不動産M&A

鑑定評価

有効利用

(不動産のことならなんでもご相談ください)



税理士協同組合指定会社

株式
会社

日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220
URL <http://www.nichizei.com/nf/>医療
保険

今、「医療保険」で一番選ばれているアフラックから登場!! ※1

新登場/

健康に不安がある人も入りやすい医療保険

安心1

引受基準の緩和により、
簡単な告知で入れる!

やさしいEVER

エヴァー

安心2

「持病・既往症」も保障!

※保障が始まる日以降に開始した入院・手術が対象となります。

他にも、将来保険料がゼロになるEVER 払済タイプ、満80歳までご契約いただけるEVERもあります。

※健康状態について、より詳細な告知をすることにより保険料が割安な他のアフラックの医療保険にご契約いただける場合があります。

詳しくは、パンフレットを
ご覧ください。

全税共会員の皆様は

「集団取扱」で保険料が割安!

※1「がん保険」はもちろん、
今、一番選ばれている「医療保険」はアフラック。
医療保険 新規契約件数 4年連続No.1※
※平成15～18年版「インシュアランス生命保険統計号」より

引受保険会社

アフラック 系列法人 第四支社 TEL03-3344-1429
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル17階

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店

株式
会社

共栄会保険代行

TEL 03-3340-5533

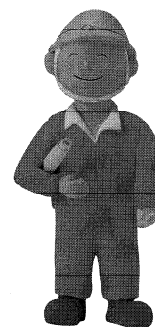
AF012-2007-0412 10月2日

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階 URL <http://www.nichizei.com/khd/>高品質リサイクルトナーで、
事務所の経費削減を!純正品の約1/3の価格で、純正品同様の印字品質!
レーザープリンタのトナーの大幅コストダウン(1枚1円)を実現しました。
お問い合わせ先/日税ビジネスサービス ●電話 03-3361-5555 (トナー専用)

■日税グループ 東京本社 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

経営者のみなさんはもちろん、従業員の方々も!!

月々2,000円で、ここまで「あんしん」。



安心、安全、安息で中小企業と共に

あんしん財団

万一のケガに備えて中小企業の皆様を支える! 充実の「災害補償共済事業」

死亡時 **20,000,000円の補償!!**

- 業務上・業務外にかかわらず、交通事故、海外でのケガでも補償!!
- 入院・通院・往診のいずれも、1日目から最大365日までの長期補償!!

入院 1日につき **6,000円**

※ただし181日目から1年以内は4,000円。
※平成16年2月1日以降のケガの補償に適用。

通院 1日につき **2,000円**

往診 1回につき **4,000円**

後遺障害 あんしん財団の等級表により **2,000万円~15万円**

職場に安全を提供する! 「災害防止事業」

●災害防止 助成金 被災者数別 限度枠 **大幅アップ**
7つの助成制度で 50名加入で 1年度合算最高 **180,000円** 助成

●心とからだの健康づくりセミナー、災害防止に関する 災害防止に関する 各種セミナーの **無料開催**

健康とゆとりを創造する! 「福利厚生事業」

●人間ドック 加入年数別 **補助金増額プラン**
1名につき 1年度1回 **6,000円**まで~**20,000円**まで 補助

●定期健康診断 1名につき 1年度1回 **2,000円**まで 補助

※上記制度については、同一年度内に両方を利用することはできません。

会費 業種・年齢・性別に関わりなく一律...
お1人様月々 **2,000円**

※会費は、事業所または事業主の口座からの振替えとなります。
※会費は、全額「損金」または「必要経費」として認められます。

※当財団は、厚生労働省許可の公益法人です。※当財団は、国からの補助金を一切受けておりません。

加入資格

経営者の方も! 従業員の方も!! 18歳以上の方なら、年齢に上限はありません。
①法人事業所 役員、法人が常時雇用する従業員
②個人事業所 事業主およびその家族、事業主が常時雇用する従業員
※「役員」には法人事業所から一定の報酬を得ている非常勤役員を含みます。
※「家族」とは個人事業主と親族関係にあり、同一事業所に専従する方をさします。

財団法人 **中小企業災害補償共済福祉財団** (通称 / あんしん財団)
本部: 〒160-0016 東京都新宿区信濃町34 JR信濃町ビル
ホームページ: <http://www.anshin-zaidan.or.jp/>

お問合せ・資料請求は

0120-311-816

フリーダイヤル

東京税理士協同組合

税理士会館: 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 税理士会館1階 電話 03(3354)6141
新宿事務所: 〒160-0022 東京都新宿区新宿3-25-1 新宿富士ビル7階 電話 03(5363)2011

東税協のホームページ <http://www.tozeikyo.or.jp>

支部と署の第30回 定例連絡協議会



挨拶をする支部長



▲ 挨拶をする税務署長

東京会テニス大会

ハッスルプレー

